

令和9年度「放課後ルーム」のご案内

- 実施期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日
- 対象児童 新湊小学校の通学区域に住所を有する又は新湊小学校に在籍する、4～6年生に相当する年齢または学年の児童

このパンフレットは、「放課後ルーム」の利用を希望される方に、事業の内容や申し込みの時期、申し込みに必要な書類等、利用していただくうえで必要な情報を案内しているものです。



「堺市電子申請システム」
で申し込みしてください。

※ルームでの申し込みは受け付けていません

「放課後ルーム」は、放課後等に学校施設を活用し、学習や様々な体験・交流活動等の場を児童に提供します。なお、本事業は業務委託により受託事業者が運営を行いますが、堺市が児童の安全確保を図り実施している事業です。

もくじ

■申込受付期間

4/1 から利用希望の場合

① 〈1次申込〉 令和8年11月2日(月)～11月30日(月)

② 〈2次申込〉 令和9年2月19日(金)～2月26日(金)

③ 〈3次申込〉 令和9年3月5日(金)～3月25日(木)

⇒先着順ではありません。承認(優先)順位については6ページをご参照ください。

年度途中 から利用希望の場合(夏休みのみ利用の場合等)

- ④ 〈途中申込〉 令和9年3月26日(金)以降で、利用開始希望日の前月の初日から同希望日を起算日として6開庁日前まで
(例) 令和9年7月21日から利用希望の場合の申込期間
- ・申込受付開始日: 6月1日から
 - ・申込受付締切日: 7月13日まで

■申し込みの注意事項!

- ◆令和8年度に利用していても、新たに(毎年度)申し込みが必要です。
- ◆毎月の費用は一部負担金4,000円(8月のみ6,000円)(延長の場合は+1,000円) +教材費実費2,000円以内です。
- ◆利用登録がある月は利用していなくても、費用が発生します。

2 開設日・開設時間・休室日
対象となる児童

3 利用にあたっての注意事項

4 利用に係る料金
(保護者一部負担金等)

5 申込方法(延長含む)
(1)電子申請 (2)紙の申込書

6 利用の承認順位
申込結果の通知

7 申込内容の辞退・変更
その他の手続き等

8 入室説明会の日程
よくある質問

(1) 【様式1】
利用申込書

(2) 【様式2】
児童状況調査票

【お問い合わせ】

堺市教育委員会事務局 放課後こども支援課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
(堺市役所高層館11階北側)
TEL 072-228-7491 FAX 072-228-7009

■開設日、開設時間及び休室日

①月～金曜日 ⇒ 放課後～午後6時

②土曜日・代休日・春休み期間中・冬休み期間中 ⇒ 午前9時～午後6時

③夏休み期間中 ⇒ (午前8時30分～午後6時)

④日曜日・祝休日・12月29日～1月3日 ⇒ 休室日(利用できない日)

なお①～③は、利用時間延長制度により、別途申し込みで午後7時まで利用が可能

(注) 交通機関のスト、台風等の災害、学校保健安全法に基づく学校・学年・学級閉鎖、学校終業時刻繰り上げ下校等により、実施日または実施時間を変更することや、臨時休室することがあります。

■対象となる児童及び定員等

新湊小学校の通学区域に住所を有する(※)児童、又は新湊小学校に在籍する4～6年生に相当する年齢または学年の児童。なお、放課後ルーム対象児童で、支援学校もしくは支援学級に在籍する児童は、のびのびルームを利用することができます。

対象校 (小学校名)	新湊
定員	1次申し込みでの申し込み数及び学校施設状況により定員を決定します。 1次申し込み時において決定した定員を超えた場合は、学年の低い児童の利用を優先します。 ただし、同一学年で定員を超える場合は、公正に抽選を行い、利用者と待機者の順位を決定します。
ルーム開設の要件	1次申し込みにおいて、利用申し込み人数が10人に満たない場合は、ルームを開設しない場合があります。
ルームの閉室	開設後に利用登録者が5人未満になった場合は、ルームを閉室する場合があります。

(※)現在の住所から転居する予定がある場合、対象校は通学予定の学校名(及び対象事業)で申し込んでください。

■利用にあたっての注意事項

申し込みをされる前に、必ず以下の注意事項をご確認ください。

利用について	活動中は集団生活のルールを守り、指導員の指示に従ってください。ルールを守れない等、管理運営上安全が図れないと認められる場合は、利用承認を一時停止する、又は取り消すことがあります。また、児童のみで習い事等で途中退室し、再度戻ることは、安全管理上ご遠慮いただいております。
利用時間について	利用時間を守り、必ず午後6時まで（利用時間延長された場合には必ず午後7時まで）にお迎えをお願いします。また、土曜日・代休日・春休み期間中・冬休み期間中は午前9時以降に、夏休み期間中は午前8時30分以降に利用可能となります。厳守されない場合は、利用承認を一時停止する、又は取り消すことがあります。
送り迎えについて	保護者等によるお迎えが必要です。土曜日・代休日・長期休業中はお迎えに加え、安全面の観点からなるべくお送りもお願いします。ただし、児童のみで入室する場合は、保護者の方の責任のもとで行ってください。なお、近隣住民のご迷惑となるため、自動車での送り迎えはご遠慮ください。
昼食について	給食のない日は、保護者においてお弁当及び十分なお茶の用意をしてください。
退室について	堺市外に転出して放課後ルームを利用しなくなる場合や、現在利用していて年度途中で利用をやめる場合は、退室届の提出が必要です。 提出を行わないと、転出後や利用しなくなった後も一部負担金がかかりお支払いが必要となりますので、退室させようとする日から起算して6開庁日前（土・日曜日、祝休日、年末年始を除いて市役所が開いている日で6日前）までに、必ず電子申請システムで手続きしていただくか、紙の「退室届」を放課後こども支援課に提出してください（口頭での退室はできません）。
市内で転校し引き続き放課後児童対策等事業を利用する場合	現在利用中の放課後ルームの退室届と転校先で利用する事業の利用申し込みが必要です。校区により実施事業に違いがあります。事前に放課後こども支援課までお問い合わせください。

■利用に係る料金（保護者一部負担金等）

※減額・免除制度はありません

（１）一部負担金 《市が徴収》

◆児童１人あたり 月額4,000円
（8月のみ 月額6,000円）

+

利用時間延長（午後6時～午後7時）を利用する場合
◆児童１人あたり 月額1,000円

○支払方法は、次の２通りです。詳細は、利用決定後にご案内します。

- ・口座振替（推奨）
金融機関での手続きが必要です。当月分を当月25日に引き落とします。
- ・納付書払い
郵送する納付書を使って金融機関等で支払います。

○日割り計算はしておりません。利用の申し込みが承認された場合、利用登録がある月は実際の利用日数にかかわらず料金が発生し、お支払いが必要です。利用しなくなった場合は、速やかに退室手続きをしてください。

また、次の場合も、その月の一部負担金をお支払いいただきます。

- ・欠席や月の途中で入・退室した場合
- ・交通機関のストライキ、台風等の災害、インフルエンザ等による学校・学年・学級閉鎖、学校就業時刻繰上げ下校等による臨時休室等で利用できなくなった場合

（２）傷害保険料 《運営事業者が徴収》

◆【掛金】児童１人あたり 年額800円（一括払い）

◆【補償額】（傷害保険金額）
入院日額 4,000円、通院日額 1,500円

○利用にあたって一部負担金と別途必要になります。

○利用開始日までにルームに直接お支払いください。

○年度途中で退室し、同じ年度内に再度入室した場合、傷害保険料の再度のお支払いは不要です。

○保険料・補償額は改定される場合があります。

（３）教材費や校外学習等にかかる実費 《運営事業者が徴収》

○教材費や校外学習等にかかる実費については、月額2,000円以内でご負担いただくことがあります。

※利用承認通知書に、放課後ルームの連絡先にアクセスできるQRコードを掲載した文書を同封しますので各自ご確認をお願いします。

■申込方法

電子申請は 24 時間受付可能、申込の記録が残ります。

(1) 申込方法 1 「堺市電子申請システム」で申し込み

- ① 右記の QR コードを読み取り、「堺市電子申請システム」の「令和九年度 放課後ルーム 利用申込」フォームにアクセスしてください。
(パソコンから手続する場合は「堺市電子申請システム」にアクセスし、個人向けの手続一覧において、「令和九年度 放課後ルーム 利用申込」(文字は全て全角で、3つの単語の間にはスペースを入力)と検索してください。)
- ② 初めて「堺市電子申請システム」で申請する場合は、保護者名で電子申請システムの利用者登録が必要です。(登録済の場合は③へ)
- ③ 手続ページで必要事項を入力し、手続を完了させてください。
- ④ 登録しているメールアドレスに、手続が完了した旨のメールが届いているか確認してください。
(②の利用者登録の完了メールだけではなく、その後に③の手続完了メールも届いているかご確認ください。)

『令和九年度 放課後ルーム
利用申込』



QRコードは
デンソーウェブの
登録商標です

【注意事項】

- ・電子申請での申し込みは、午前0時00分～午後11時59分までに申し込みが完了したものを、その日の申し込み分として受け付けします。
4月1日から利用希望の場合は、必ず各次申込(1次・2次・3次申込)の最終日の午後11時59分までに申し込みを完了させてください。
- ・土・日曜日、祝休日、年末年始に申し込みがあったものは、その次の開庁日の申し込み分として受け付けします。

(2) 申込方法 2 紙の申込書を「放課後こども支援課」へ提出 (電子申請ができない場合)

【必要書類】

- ◆利用申込書…【様式1】
- ◆児童状況調査票(質問項目に該当がある場合のみ提出)…【様式2】

【持参での提出】

申込期間内に、必要書類を、堺市役所(本庁)高層館 11 階北側の放課後こども支援課に持参してください(午前 9 時から午後 5 時 30 分まで)。

【郵送での提出】

申込期間内に放課後こども支援課宛【表紙の問い合わせ先】に郵送してください(必着)。
・通常よりも多く料金がかかりますが、配達記録の残る「簡易書留」での郵送を推奨します。
・申し込み期間前又は申し込み期間後に届いた場合は受け付けできません。

(3) 利用時間の延長(午後6時～午後7時)の申し込みについて

利用申し込み時に次のとおり申し込んでください。

【堺市電子申請システムで申し込む場合】

利用申込時に「時間延長制度の利用について」の項目で「利用する」を選択し、期間を指定してください。



【紙の申込書を提出する場合】

利用申込書の「時間延長」の欄で「利用する」を○で囲んで、利用期間を記入してください。



【注意事項】

- ・児童 1 人あたり月額 1,000 円が一部負担金に追加が必要です。
- ・利用が決定した後や既に利用されている場合でも、延長の申し込みはできますが、申し込んだ日から6開庁日後からの延長利用開始となります。
- ・日割り計算はしておりません。延長利用の日数にかかわらず料金が発生し、お支払いが必要です。

■利用の承認順位

（１）利用の承認・待機順位及び定員を超過した場合について

承認（優先）順位
1次申込及び2次申込それぞれの「申込期間」、又は3次申込及び途中申込の申込期間中の「各申込日」において、低い学年の児童を優先する。

○定員を超過した場合は、低い学年である者を優先します。

○待機となった場合は待機順位を決定し、「待機順位決定通知書」にてお知らせします。定員に空きが出た際は、待機されている児童の中から順に利用のご案内をします（詳細は通知書でご確認ください）。

■申込結果の通知

（１）結果の通知方法について

利用できる場合は、申し込みのあった住所に利用承認通知書を郵送します。
利用できない場合も書面でお知らせします。

（２）結果の通知の時期

各申込期間にあった申し込みの結果は、次の時期に郵送で通知します。

- ◆1次申込 ⇒ 2月下旬頃（3月上旬になっても届かない場合はご連絡ください。）
- ◆2次申込 ⇒ 3月中旬頃
- ◆3次申込・途中申込 ⇒ 申込完了後1～2週間程度

（３）利用できない場合

下記の場合は、申し込み通りに本事業をご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 「のびのびルーム」「放課後ルーム」「堺っ子くらぶ」の未納となっている一部負担金（きょうだい等の分を含む）がある場合
（特別な事情で一部負担金の未納分の納付が困難な場合は、放課後こども支援課へご相談ください。）
- ② 定員超過により待機となる場合
- ③ 放課後ルームのルールを守れない等、管理運営上、児童の安全が図れないと認められる場合
- ④ 問い合わせをしても連絡がとれず、入室に必要な書類・情報が揃わなかった場合

■申込内容の辞退・変更、その他の手続き等 《ルームでは受け付けていません》

利用申し込み後に申込内容の変更等があった場合は、次のとおり必ず届出をしてください。

（１）辞退（申請した利用開始日前に利用を取りやめる場合）

【１次申込・２次申込期間に申し込んだ場合】
利用承認結果の通知に同封の案内に記載された辞退手続き期限までに、堺市電子申請システムで手続きしていただくか、紙の「辞退届」を放課後こども支援課へ提出してください。
【３次申込期間に申し込んだ場合】
申込日によっては、結果の通知が辞退手続き期限までにご自宅に届かない可能性がありますので、放課後こども支援課へご連絡ください。
【途中申込で申し込んだ場合】
放課後こども支援課へご連絡ください。「辞退届」の提出方法をご案内します。

【注意事項】

- ・期限までに放課後こども支援課への連絡および辞退手続きが行われなかった場合は、傷害保険の加入手続きの関係上、４月１日から事業をご利用されなくても傷害保険料（年額８００円）をお支払いいただきます。
- ・３次申込・途中申込の場合は、ご連絡をいただいた場合でも、傷害保険の加入手続きの関係上、事業をご利用されなくても傷害保険料（年額８００円）をお支払いいただく場合があります。

（２）住所変更（転校を伴わない）、電話番号・届出保護者（氏名）等の変更

堺市電子申請システム又は紙の「変更届」により、速やかに変更手続きを行ってください。

（３）退室（申請した利用開始日以降に利用をやめる場合）

退室しようとする日から起算して６開庁日前（土・日曜日、祝休日、年末年始を除いて市役所が開いている日で６日前）までに（必着）、堺市電子申請システム又は紙の「退室届」を放課後こども支援課へ提出してください。（口頭での退室はできません）

【注意事項】

- ・期限までに手続きが行われなかった場合は、堺市外へ転出後や利用しなくなった後も、一部負担金のお支払いが必要となります。

（４）利用開始後に堺市内で転校する方

上記（３）の「退室」手続きを行って下さい。また、転校先でも引き続きのびのびルーム、堺っ子くらぶ等の利用を希望される方は、新たに転校先の学校の利用申し込みが必要です。いずれも、転校する日から起算して６開庁日前（土・日曜日、祝休日、年末年始を除いて市役所が開いている日で６日前）までに（必着）手続きしてください。

【注意事項】

- ・校区によって実施している事業が異なりますので、事前に放課後こども支援課までお問い合わせください。
- ・期限までに手続きが行われなかった場合は、利用しなくなった後も一部負担金のお支払いが必要となったり、転校先での入室が遅れたりすることになります。

■入室説明会の日程

各ルームの入室説明会の日程は、1 月頃を目処に堺市 HP に掲載予定ですのでご確認ください。

■よくある質問

長期休業中のみの利用について

Q. 夏休みなど、長期休業期間中のみ利用することはできますか？

A. 定員に空きがあれば利用できます。

なお、申込時に入力（記入）いただいた利用期間（終了日）をもって退室となります。利用終了日以後に利用しない場合の退室届の提出は不要です。

転校する場合について

Q. 市内で転校した後も引き続きのびのびルーム、堺っ子くらぶ等を利用できますか？

A. 利用できますが、現在利用中の放課後ルームの退室届の提出と、転校先で利用する事業への利用申し込みが必要です。校区によって実施している事業が異なりますので、事前に放課後こども支援課までお問い合わせください。（P.7 参照）

Q. 堺市内へ転入（で転居）予定ではあるが、校区が決まっていない場合は申し込みますか？

A. 校区が決まってから申し込んでください。

料金の支払いについて

Q. きょうだい放課後児童対策等事業を利用し、口座振替を登録した場合、改めて口座振替の申し込みは必要ですか？

A. 必要です。同じ児童が継続して利用する場合は口座情報を引き継ぎますが、きょうだいが新たに利用を開始する場合は、別途口座振替の申し込みが必要です。

Q. 口座振替を申し込みましたが、その後納付書が届きました。なぜですか。

A. 金融機関で口座振替の申し込みをされてから、放課後こども支援課で口座振替の登録が完了するまで約 1 か月かかります。口座振替の開始時期が決まりましたら当課から「口座振替開始通知書」を送付します。通知書に記載された開始月までは、納付書でお支払いください。

堺市教育委員会教育長 様

令和 年 月 日

堺市放課後ルーム事業実施要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、『「放課後ルーム」のご案内』の記載事項を遵守できない場合又はこの申込書に虚偽の記載があった場合は、利用の承認を取り消されても異議はありません。

また、利用承認の決定及び利用状況や債権等の管理のために、児童に関する情報、世帯状況、その他必要な情報等について、確認されることに同意します。

さらに、上記内容及び申込みに係る提出書類に記載された内容のうち、当事業の利用に関して必要な情報については、当事業の運営及び児童の安全のために、運営事業者や学校等の関係機関と共有されることに同意します。

・着色部分について確認し、該当する箇所に記入願います。申し込み 1 世帯につき、1 部必要です。
・黒色または青色のボールペン等でご記入ください。（鉛筆等、消えてしまう筆記具不可）

○世帯について

住所					学校名	小学校	
保護者	氏名		児童から みた続柄	生年月日	携帯電話番号		
	① (申込者)	(フリガナ)		S ・ H 年 月 日			
	②	(フリガナ)		S ・ H 年 月 日			
自宅電話番号			緊急連絡先 (※1)	〈名称〉	〈電話番号〉		

※1 ・記入は任意です。申込書の内容を電話にて確認させていただく場合があり、保護者の携帯電話及び自宅の電話につながらない際に使用することがあります。

○利用申込児童について※時間延長の利用の有無もご記入ください(利用するにした場合、利用しなくても月額負担金が必要です)

氏名	生年月日	学年 (R9.4.1時点)	利用期間 〈～18：00〉 (R10.3.31までの間)	時間延長(※2) 〈18：00～19：00〉	
				利用有無 (どちらか選択)	利用期間 (R10.3.31までの間)
①	(フリガナ)	H 年 新 年	R9年4月1日～ R10年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)	利用しない ・ 利用する →	R 年 月 日 ～ R 年 月 日 (する時のみ期間を記入)
		月 日			
②	(フリガナ)	H 年 新 年	R9年4月1日～ R10年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)	利用しない ・ 利用する →	R 年 月 日 ～ R 年 月 日 (する時のみ期間を記入)
		月 日			
③	(フリガナ)	H 年 新 年	R9年4月1日～ R10年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)	利用しない ・ 利用する →	R 年 月 日 ～ R 年 月 日 (する時のみ期間を記入)
		月 日			

※2 ・「利用する」を選択された場合は、堺市放課後ルーム事業の利用時間の延長（午後6時から午後7時まで）について、堺市放課後ルーム事業実施要綱第 14 条第 1 項の規定により申し込んだものとします。
・別途保護者負担金が発生します。利用時間の延長に係る一部負担金は、月額のみ取扱いとなります。利用日数にかかわらず、日割計算は行いませんので、ご注意ください。
・午後7時までの利用を遵守できない場合は、利用時間の延長の承認を取り消す場合があります。
・時間延長を利用する場合で、午後6時までの利用期間と同じ場合は、時間延長の利用有無で「利用する」を選択し、時間延長の利用期間については空欄でも構いません。

別紙児童状況調査票についてもご確認いただき、該当する場合はご提出願います。

児童状況調査票

放課後ルーム

※すべての申込児童が、下記①～⑧にいずれも該当しない場合は、本調査票の提出は不要です。

◇申込児童について、以下①～⑧の質問項目にあてはまる場合は、表の左の欄に○を記入し、その他の欄についてでもご記入ください。
◇ご記入いただいた内容について、放課後こども支援課より詳しく聞かせていただくことがあります。

小学校		連絡可能な保護者 (続柄)	連絡先 (	—	—	)
-----	--	----------------------	--------------	---	---	---

1人目	新学年	フリガナ	1人目の児童について			
	年	児童名	過去、同じ学校での「のびのびルーム」の利用実績について (有 無)			
			過去、同じ学校での「放課後ルーム」の利用実績について (有 無)			
	アナフィラキシーについて		お子様の健康面や行動面、生活面等であらかじめお伝えしておきたいことがありましたらご記入ください。			
	①アレルギーがあり、生活面で除去食等の対応が必要である アレルギー ()					
	②ルームでのエピペン®対応を希望する					
	③ルームでのアドレナリン点鼻液 (ネフィー®) 対応を希望する					
	投薬対応について					
	④ルームでの下記いずれかの投薬対応を希望する					
	⑤対応を希望する薬を○で囲んでください。(下記に無い薬については対応対象外です。)					
・てんかん坐薬 ・ジアゼパム点鼻液 (スピジア®)						
・てんかん発作時の口腔用液 (プロラム®) ・グルカゴン点鼻粉末剤 (バクスミー®)						
発達に関することについて						
⑥支援学級に在籍または在籍予定						
⑦身体・知的・発達についての診断を受けたことがある (診断名)						
⑧食事・排泄・着替え等に大人(指導員)の介助が必要						

2人目	新学年	フリガナ	2人目の児童について			
	年	児童名	過去、同じ学校での「のびのびルーム」の利用実績について (有 無)			
			過去、同じ学校での「放課後ルーム」の利用実績について (有 無)			
	アナフィラキシーについて		お子様の健康面や行動面、生活面等であらかじめお伝えしておきたいことがありましたらご記入ください。			
	①アレルギーがあり、生活面で除去食等の対応が必要である アレルギー ()					
	②ルームでのエピペン®対応を希望する					
	③ルームでのアドレナリン点鼻液 (ネフィー®) 対応を希望する					
	投薬対応について					
	④ルームでの下記いずれかの投薬対応を希望する					
	⑤対応を希望する薬を○で囲んでください。(下記に無い薬については対応対象外です。)					
・てんかん坐薬 ・ジアゼパム点鼻液 (スピジア®)						
・てんかん発作時の口腔用液 (プロラム®) ・グルカゴン点鼻粉末剤 (バクスミー®)						
発達に関することについて						
⑥支援学級に在籍または在籍予定						
⑦身体・知的・発達についての診断を受けたことがある (診断名)						
⑧食事・排泄・着替え等に大人(指導員)の介助が必要						

3人目	新学年	フリガナ	3人目の児童について			
	年	児童名	過去、同じ学校での「のびのびルーム」の利用実績について (有 無)			
			過去、同じ学校での「放課後ルーム」の利用実績について (有 無)			
	アナフィラキシーについて		お子様の健康面や行動面、生活面等であらかじめお伝えしておきたいことがありましたらご記入ください。			
	①アレルギーがあり、生活面で除去食等の対応が必要である アレルギー ()					
	②ルームでのエピペン®対応を希望する					
	③ルームでのアドレナリン点鼻液 (ネフィー®) 対応を希望する					
	投薬対応について					
	④ルームでの下記いずれかの投薬対応を希望する					
	⑤対応を希望する薬を○で囲んでください。(下記に無い薬については対応対象外です。)					
・てんかん坐薬 ・ジアゼパム点鼻液 (スピジア®)						
・てんかん発作時の口腔用液 (プロラム®) ・グルカゴン点鼻粉末剤 (バクスミー®)						
発達に関することについて						
⑥支援学級に在籍または在籍予定						
⑦身体・知的・発達についての診断を受けたことがある (診断名)						
⑧食事・排泄・着替え等に大人(指導員)の介助が必要						

- ◎ ルームでは原則、医療行為を行うことができません。また服薬は利用児童本人でしていただき、ルームでは原則、薬は預かりません。
- ◎ 緊急時は保護者の方への連絡及び救急搬送処置を行います。
- ◎ ②～⑤について、特定医薬品対応を希望される方は、後日送付する書類に必要事項を記入の上、放課後こども支援課へ提出してください。